

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 29日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県尾張旭市晴丘町東82番地1

氏 名 代表取締役社長 堀田 豊

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0561-53-3315

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社エコペーパーJP
事業場の所在地	愛知県尾張旭市晴丘町東82番地1
計画期間	2023年4月1日 ~ 2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	14：パルプ・紙・紙加工製造業
②事業の規模	製造品出荷額：809,155万円
③従業員数	120人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	木屑ボイラー：木屑燃料の燃焼後、ばいじん（ダイオキシン含有）を特別管理産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理後、埋め立て処理

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
<p>(管理体制図)</p> <pre> graph TD A["代表取締役 社長 (廃棄物処理総括責任者)"] --> B["環境管理責任者"] B --- C["環境管理委員会 安全環境管理課"] B --> D["特別管理産業廃棄物処理責任者"] D --> E["施設動力部 (産業廃棄物排出口)"] </pre>							
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
① 現状	【前年度（2022年度）実績】						
	<table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td> <td>特定有害ばいじん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排 出 量</td> <td>583 t</td> <td>t</td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん		排 出 量	583 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん					
	排 出 量	583 t	t				
<p>(これまでに実施した取組) ダイオキシン抑制剤や、木屑と重油との混焼、特定の納入先の木屑のみの燃焼などのテストを実施し、ダイオキシンを抑制できないか試みている。特定有害ばいじんの排出経路別（2か所）と合流する最終回収場所でダイオキシン分析を行い、傾向を調査している。</p>							
②計画	【目標】						
	<table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td> <td>特定有害ばいじん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排 出 量</td> <td>500 t</td> <td>t</td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん		排 出 量	500 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん					
	排 出 量	500 t	t				
<p>(今後実施する予定の取組) ばいじんを排出経路別に分割排出可能になるよう、ボイラーの改造工事を実施。特別管理産業廃棄物の基準値を下回るものは通常の産業廃棄物として処分する。また、木屑ボイラーでのダイオキシン発生抑制テストを継続して実施する。</p>							
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特定有害ばいじん 燃え殻と特定有害ばいじんの排出経路を分け、特定有害ばいじんのみが排出される排出口より、専用のフレコンバッグ内にばいじんを回収している。また、排出口は囲いで覆われており、飛散を防止している。 溜まったフレコンバッグは特定有害ばいじん専用の特別管理産業廃棄物保管場所へ移動させ、保管している。また、この保管場所は倉庫になっており、普段はシャッターを閉め、飛散を防止している。</p>						
	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後新たに分別する予定の特別管理産業廃棄物は無し。現状の分別に関する取り組みを維持する。</p>						

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	
	全処理委託量	583 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	73 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・新たに特別管理産業廃棄物処分業者と契約し、処分を委託している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	
	全処理委託量	500 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	250 t	t
	再生利用業者への処理委託量	250 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに処分委託契約を締結し、処分先を増やす。 ・再生利用業者にも処分委託を行う。 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		583 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も引き続き、電子マニフェストでの管理を実施する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。